

## 奈良県立大学教員長期研修に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下、「就業規則」という。）第42条第3項に規定する長期研修のうち、教員の研究に資する研修について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において教員とは、本学専任の教授、准教授、講師をいう。

2 この規則において長期研修とは、本学における研究教育の発展と教員の専門分野に関する研究教育能力向上させることを目的とし自己研鑽に専念させる研修をいう。

### (期間)

第3条 長期研修の期間は、原則として6ヶ月以上1年以内の期間とする。

2 長期研修の始期は、原則として4月または10月とする。

3 第1項の期間の延長は認めない。

### (資格)

第4条 教員は、本学に教員として採用された日から継続して5年以上勤務した場合は、学部長に長期研修を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、長期研修の申し出をすることができない。

(1) 長期研修が終了した日から継続して5年を経過していない場合

(2) 長期研修の期間終了後、2年以上本学において勤務できない場合

### (申請手続)

第5条 長期研修を取得しようとする者は、3ヶ月以上前までに研修計画の詳細を付して学部長に申請しなければならない。

### (研修者の決定)

第6条 学部長は、前条の申請があり、研修計画が適当と認める場合は、学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦があった場合、十分な準備と計画がなされ、計画を実施することにより、長期研修の目的が果たせると認められる教員に対し、長期研修を許可することができる。

3 前項の許可をするにあたり、許可人数は1年度につき2名以内とし、大学の運営に支障をきたさない範囲において許可する。

### (適用期間中の措置等)

第7条 適用期間中は、大学の管理運営等に係る諸会議、委員会等の職務を免除する。ただし、長期研修従事者が申し出た場合は、会議等に出席することができる。

2 学部長は、必要に応じ、適用期間中における代替非常勤講師の措置を行うことができる。

3 適用期間中の就業状況の報告に関しては、就業規則第37条の2の定めるところにより、専門業務型裁量労働制に関する労使協定書に基づく。

### (適用期間中の申請内容の変更等)

第8条 長期研修に従事する者は、申請した内容で研修を行うものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに学長に変更内容を連絡しなければならない。

2 学長は、前項の連絡内容により、研修の目的が達成できないと判断した場合は、当該研修従事者の長期研修を解除することができる。

(兼業の取扱い)

第9条 長期研修期間中における兼業は原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、事前に学長の承認を得て従事することができる。

(報告の義務)

第10条 長期研修期間終業後から90日以内に、長期研修実施結果報告書を学長に提出するものとする。

2 長期研修を取得した教員は、原則として研修期間終了後1年以内に、その研修成果について学術論文または学会発表等により公表するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、長期研修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

2 奈良県立大学サバティカル研修に関する規則は廃止する。

3 なお、従前の奈良県立大学サバティカル研修に関する規則により既に研修の決定を受けている場合は、従前の例による。(ただし、第7条第3項を除く。)

4 なお、第4条第1号及び第2号の長期研修には、従前の奈良県立大学サバティカル研修に関する規則によるサバティカル研修を含む。